

令和5年度高知県食の安全・安心推進審議会 分科会報告 「食品表示について」

日時：令和5年11月29日 14:00～15:10

場所：高知県保健衛生総合庁舎 1階大会議室

参加者：委員6名（竹島委員（座長）、久委員、中澤委員、山下委員、野島委員、谷内委員）

幹事課：農産物マーケティング戦略課、薬務衛生課

話題提供

【農産物マーケティング戦略課】

遺伝子組換え表示の任意表示が令和5年4月から改正施行となったことから、遺伝子組換え食品とその表示について話題提供。

【薬務衛生課】

近年アレルギー表示について食品表示基準が一部改正され、添加物不使用表示についてガイドラインが作成されたことから、アレルギー表示と添加物表示について話題提供。

主な質疑応答及び意見交換

- ・日頃の生活では遺伝子組換えの表示があるものとないものでは、あるものの方を選ぶようしているが、どの商品がいいのか分からぬときがある。
→遺伝子組換え表示制度は以前からあり、もとより「遺伝子組換え食品である」という表示が義務づけられている。今回の改正は「でない」表示の厳格化であり、改正前は分別生産流通管理をして意図せざる混入を5%以下に抑えているものは「遺伝子組換えでない」表示ができたが、消費者の誤認を招くという意見を踏まえ、混入がないと認められるものののみが「でない」表示が可能となった。
- ・学校給食でもアレルギーについてはすごく気をつかわれている。微量でもアレルギー症状を呈する子どももいる。
- ・イベントで販売されている食品もアレルギー表示があればよい。
- ・これからも特定原材料に上がる食品もあるのか。
→今後特定原材料に準ずるものから特定原材料に変わるものもあると考えられる。例えば、最近ではくるみだけでなくカシューナッツの症例数も増えてきている。
- ・コンタミネーション（混入）が考えられる商品のアレルギー表示「本工場では○○を含む製品を生産しています」の表示は義務ではないのか。例えば、飲食店ではメニューを見ると他にどういう食品を扱っているか分かるが、包装されてスーパーなどで販売されているものは同じところでその商品以外に何が作られているか分からない。
→混入防止策の徹底を図っても混入の可能性を排除できない場合には、「本工場では

〇〇を含む製品を生産しています」という注意喚起表示をするのが望ましい。